第３回兵庫県最低賃金専門部会

議事録

令和８年７月 30 日（木） 10 時 02 分～11 時 40 分	
兵庫労働局　第３共用会議室	
公益代表委員	山口委員
労働者代表委員	圓行委員、小菅委員、堀井委員
使用者代表委員	伊藤委員、倉本委員、吉川委員
事務局	丸山労働基準部長、安積賃金室長、下風賃金指導官、神藤労働基準監督官、村田労働基準監督官
(1) 令和８年度中央最低賃金審議会会長メッセージについて (2) 兵庫県最低賃金の改正審議について (2) その他	
議　事　内　容	

○下風賃金指導官

ただ今から、第３回兵庫県最低賃金専門部会を、開会させていただきます。

本日は千田委員、三上委員が御欠席ですが、最低賃金審議会令第６条第６項の規定による定足数を充足しておりますことを御報告いたします。

それでは、部会長の千田委員が御欠席されていますので、これからの議事進行につきましては山口部会長代理によろしくお願いいたします。

○山口部会長代理

ただ今から、第３回兵庫県最低賃金専門部会を開会します。傍聴の皆様には、受付でお渡ししました遵守事項に従い、円滑な議事進行に御協力の程よろしくお願いいたします。

それでは、議題（１）「令和８年度中央最低賃金審議会会長メッセージについて」に入ります。はじめに事務局から説明をお願いします。

○安積賃金室長

それでは、事務局から説明させていただきます。

昨日の第２回の専門部会におきまして、７月 28 日に出された中央最低賃金審議会の目安答申につきまして事務局より御説明させていただきました。なお、この目安答申につきまして、目安に至った経緯などについて中央最低賃金審議会の会長代理からヒ

デオメッセージという形で送付されておりますので、委員の皆様にこのビデオを見ていただきたいと思っております。
　では、御覧ください。

（中央最低賃金審議会会長代理からのビデオメッセージを放映）

○山口部会長代理
　ただ今、中央最低賃金審議会の会長代理のビデオメッセージを見ていただきましたが、委員の皆様、御意見等はございませんか。

○各委員
（特になし）

○山口部会長代理
　それでは、議題（２）「兵庫県最低賃金の改正審議について」に入ります。
　はじめに事務局から、配布資料について、説明をお願いします。

○安積賃金室長
　はい。事務局より配付させていただいております資料について御説明させていただきます。
　資料１としまして、尼崎地区労働組合総連合から尼崎労働基準監督署を通じて、当審議会に提供したいとの申し出を受けまして、その要請書及び 3,447 筆の署名の提出がありましたので、配付させていただいております。
　以上、御報告させていただきます。

○山口部会長代理
　ただ今の資料説明について、質問、確認事項がございましたらお願いします。

○各委員
（特になし）

○山口部会長代理
　では、昨日の専門部会において、事務局から中央から目安答申が示され、労使双方から金額改正審議に入っていくに当たり、まず基本的な考え方をそれぞれお伺いしました。
　これらを踏まえるとともに、本審及び専門部会で示された統計資料等も参考にして、これからしっかりと審議を進めていき、三者合意を目指していきたいと思いますので、皆さんよろしくお願いいたします。

では、これから、審議を進めたいと思います。
例年ですと、労使それぞれから金額提示とその理由についてお話しをいただき、その後、公益側が労側、使側それぞれ個別に御意見をお聞きしながら、調整していくという審議形式をとってきました。本年も同様に、労使からそれぞれ金額提示とその理由をお聞きし、そこからスタートしていきたいと思います。
労使委員はそれでよろしいでしょうか。

○各委員
異議なし。

○山口部会長代理
金額提示にあたり、労使それぞれで打合せをされますか。

○各委員
お願いします。

○山口部会長代理
では、10 分程度を目処に別室で打ち合わせをお願いします。

（労使それぞれ別室で打合せ）

○山口部会長代理
両者お戻りになられましたので、審議を再開いたします。
それでは、これから労使双方から御意見をお伺いします。
はじめに労側委員から金額提示とその理由についてお願いします。

○圓行委員
労働側から圓行が金額提示を含め御説明させていただきます。
今年度の最低賃金審議を取り巻く環境についてですが、日本経済は、中東情勢の影響もあって一部に弱めの動きもみられますが、緩やかに回復しています。
先行きについては、原油価格上昇が景気の下押し要因として作用するものの、高水準の企業収益などが経済を下支えすると見込まれるほか、政府による各種施策や原材料の代替調達なども進んでいるところです。
このため、日本経済は、伸び率を縮小しつつも、緩やかな成長を続けるとみており、兵庫県下においても概ね同様の景況感にあると考えます。
日本政府は、2026 年 7 月 21 日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針 2026」では、2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標の達成に向け、官民でたゆまぬ努力を継続し、労働生産性の継続的な向上を図ることで、遅くとも 2030 年代前半にでき

る限り早期に全国平均1,500円を達成するとしています。

また、兵庫県においては、今年２月３日に兵庫県経営者協会、兵庫県中小企業団体中央会をはじめとする使用者側の代表者と兵庫県、兵庫労働局、連合兵庫出席のもと、兵庫県政労使会議を開催しました。

その中では、兵庫経済の好循環を持続的につなげていくことが重要であり、物価上昇を上回る賃上げ等について「オール兵庫」で取り組むとの共同メッセージが昨年に続き確認されており、最低賃金の改正においてもオール兵庫での取り組みが必要である、としています。

そうした中で、2026年春闘における、兵庫県内での構造的な人手不足や物価上昇が継続する中で、昨年に引き続き平均５％台の賃上げを達成する結果となりました。

また、有期・短時間・契約等労働者についても時給ベースで６％台の賃上げを達成する結果となりました。物価高騰に追いつく賃上げの定着に向け、最低賃金にも確実に波及させることが、生活水準の維持・向上と消費の拡大をはじめとする経済の好循環の流れを作ることにつながるものと考えます。

このような状況を受け、労働側としては、中央最低賃金審議会での2026年度最低賃金額改定の引上げの目安額等もふまえ、2026年度の具体的な改正額として、＋79円の時間額1,195円を提示いたします。

改正額の考え方につきましては、今春闘では、兵庫県内でも有期・短時間・契約等労働者についても時給ベースで６％台の賃上げを達成しており、金額として、68円に拡大しており最低賃金近傍で働く全ての労働者へ波及させ、最低賃金もその到達に向けた引上げが必要と考えています。

次に昨年2025年度の兵庫県の最低賃金額は、目安＋１円、1,116円となり、近隣地域、例えば京都との格差は少しずつではありますが縮小してはいるものの、額差改善には至っておりません。

また、全国加重平均1,121円との格差は縮小されず、今年度も全国加重平均値が上昇する可能性もあります。

一方で人口減少に伴う兵庫県の労働人口減少と労働力の流出が懸念される中、近隣地域との地域間格差是正および最低賃金の全国平均への到達が必要と考えております。

最低賃金は、地域で働くすべての労働者の生活を支える「最後のセーフティネット」であり、地域経済の持続可能性に直結します。最低賃金が生活実態に追いつかない状況が続けば、働いても、働いても生活が成り立たない「ワーキングプア」が拡大し、若年層の流出や地域の消費力低下を招き、結果として地域経済の活力を損ないます。

兵庫県が持続的に発展し、誰もが安心して働き続けられる地域社会を築くためには、兵庫県で働くすべての労働者、すなわちフルタイムで働く労働者をはじめ有期・短時間・契約労働者等が「働けば生活が成り立つ」当たり前の社会を実現するため、最低賃金の着実な引上げが必要と考えます。

以上の観点を考慮し、最低賃金近傍の労働者の生活水準の維持・向上と兵庫県の将

来にわたる発展の礎を築くためにも、今回の改正額を求めるものであります。
最後に、今回の改正額に対し、様々な御意見をお持ちであることは推察されますが、我々に与えられた責務を今一度認識し、限られた時間の中で公労使三者合意での結審に向けて議論を前進して参りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いします。
以上です。

○山口部会長代理
ありがとうございます。金額提示としては、79円アップの時間額1,195円ですね。
続いて使側委員から金額提示とその理由についてお願いします。

○伊藤委員
それでは、使用者側を代表いたしまして伊藤が申し上げます。
地域別最低賃金は、最低賃金法第９条第２項において、「労働者の生計費」、「労働者の賃金」及び「通常の事業の賃金支払能力」を考慮して定めなければならないとされております。
使用者側といたしましても、物価上昇が続く中で労働者の生計費が増加していること、また賃金引上げの動きが広がっており、更に定着させていかねばならないことについては、十分認識しております。
一方で、最低賃金は県内の全ての事業場に適用される制度であり、その改定に当たっては、とりわけ中小・小規模事業者を含めた県内企業の賃金支払能力を十分踏まえて判断することが必要であると考えております。
使用者側としては、最低賃金法第９条第２項に規定される「通常の事業の賃金支払能力」を把握するための重要な指標として、賃金改定状況調査結果第４表①を重視しております。
本年の同調査におけるＢランクの男女計の賃金上昇率は3.4%となっております。
この数値は、多くの中小企業・小規模事業者を含む企業において実現された賃金改定の状況を示すものであり、最低賃金の改定を検討する上で最も重視すべき指標であると考えております。
また、日本商工会議所が本年６月に公表した「中小企業の賃上げ賃金改定に関する調査」によれば、20人以下の小規模企業における賃上げ率は、3.38%となっております。この水準は、賃金改定状況調査結果第４表①の3.4%と極めて近いものであり、第４表①が中小・小規模事業者の賃金改定実態を反映した指標として、一定の妥当性を有していることを示しているものと考えております。
さらに、本年度の中央最低賃金審議会の４回目の目安小委員会においては、上野厚生労働大臣から、閣議決定された日本成長戦略及び経済財政運営と改革の基本方針2026に配意した審議が求められました。これらの政府方針では、「実質賃金で年１%程度の上昇」、すなわち「持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年１%程度上回

る賃金上昇を賃上げのノルム(社会通念)として定着させる」ことが掲げられております。

中央の第５回目の目安小委員会にて示された「委員からの追加要望資料」では、全国の消費者物価指数(持ち家の帰属家賃を除く総合)が 2026 年６月で 1.9%の上昇、Ｂランクで限定してみても 1.9%の上昇という値でした。

また、神戸市の消費者物価指数につきましても、７月 24 日付の神戸新聞の報道では、生鮮食品を除く総合指数は前年同月比 1.9%の上昇となっております。

賃金改定状況調査結果第４表①が示す 3.4%の賃金上昇率は、全国及び神戸市のいずれの物価上昇率と比較しても１%以上上回る水準となっており、政府方針において示されている「物価上昇率を１%程度上回る賃金上昇」という考え方に照らしても、十分これを満たす水準であると考えております。

従いまして、使用者側としては、賃金改定状況調査結果第４表①の賃金上昇率 3.4%を適用することが適当であると判断いたしました。

その結果、使用者側提示額としましては、引上げ率 3.4%、引上げ額 38 円、時間額 1,154 円といたします。

以上です

○山口部会長代理

ありがとうございます。

確認しますと、引上げ率 3.4%、引上げ額 38 円、時間額 1,154 円ですね。

ただいま、労使双方よりそれぞれ御意見をお伺いしましたが、提示金額に大きな開きがあります。このため、公労、公使の２者間で審議を進めたいと思います。まずは、公益と労側、次に公益と使側とでお話しをするという形でよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○山口部会長代理

では、別室で協議をしたいと思います。

（公労・公使会議）

○山口部会長代理

労使各委員の皆様、公労、公使での審議ありがとうございました。

審議の結果、労使それぞれから提示いただいた改正金額については、その開きが大きいため、本日の金額審議はここまでとし、次回に持ち越したいと思います。

それでは、本日、公益が労側及び使側と審議した内容等につきまして、概要を説明させていただきます。

はじめに、労側からお聞きした内容を申し上げます。
基本的には、春闘の賃上げではパート等の労働者が６％以上の賃上げで、そこから経済の好循環が始まるという流れがある。併せて、地域間格差を是正していきたいということで 79 円アップを主張していくというお話でした。
続いて、使側のお話をまとめますと、改定状況調査の第４表の数字では 3.4％となっており、この数字は政府が求める物価上昇を年１％程度上回る賃金上昇をさせるということに照らし合わせると、今の物価上昇率が約２％なので２プラス１で、この 3.4％の数字は信ぴょう性がある数字と言えるのではないか。引上げ額 3.4％で 38 円と主張されました。
概要としては以上ですが、各委員から補足等はございますか。

○各委員
（特になし）

○山口部会長代理
それでは、（３）その他についてですが、事務局から今後の日程等についての説明をお願いします。

○安積賃金室長
今後の日程を御説明させていただきます。
第４回専門部会は、週明け８月３日、月曜日、午前 10 時からで場所は本日と同じこちらの会議室で予定させていただきたいと思います。
以上でございます。

○山口部会長代理
では、次回は８月３日、月曜日、午前 10 時から開催することとしたいと思いますがよろしいですか。
次回の審議日程等について、何かご意見はございますか。

○各委員
（特になし）

○山口部会長代理
それでは、次回は８月３日午前 10 時、こちらの会議室での開催としますのでよろしくお願いします。
あらためて、事務局はその準備をお願いします。
最後に事務局から何かありますか。

○安積賃金室長
　特にございません。

○山口部会長代理
　それではこれで、本日の部会は終了します。
　委員の皆様、御審議お疲れ様でした。

○各委員
　ありがとうございました。

山口　隆英

堀井　説也

伊藤　　敦